

鎌倉時代の守護所

松 山 宏

はじめに

鎌倉時代の守護は一般に文治元年（一一八五）十一月の勅許によって認められ、各国に守護を配置することになった。ただしその権限は大犯三ヶ条に限られたので、守護の所在地である守護所は夫々の国において独立した機関所在地となるよりは、むしろ国衙機能の一つである「所」としておかれたのが多いとみられる。

だが承久の変によって京方の勢力が削減され、代って守護の権限が拡大されて中末期頃から領域支配をするようになると事情は変化する。守護が国衙在庁と機構を吸収して一国の政治支配を始め、守護所が国衙から独立した所在地となることも考えられるからである。

そしてこの守護所の中には、その後の南北朝・室町さら

に戦国時代に至るまで一貫して権力機関の所在地となる例もみえている。しかもそこが単なる権力城館地だけにとどまらず、漸次城下を付属させるようになるから、守護所を地方における中世政治都市の萌芽、つまり城下町の起源として位置づけることは可能である。個々の場合でみると連続しない場合は多いが、守護権力の所在地ということがかむと、守護所を古代の地方都市国府をつぐものとみてよい。ただ中世都市となる時期は国によって差があり、鎌倉中末期を中心に鎌倉全期という範囲でみなければならぬだろう。

ところで史料となる文献・遺構・遺物・地名などの残り具合から見ると、国府と守護所にはかなり差がある。守護所を証拠だてる史料は極めて少ないのである。手掛りをつかみうる近世以降の地誌などにも国府関係の寺社・地名

・伝承などはあるのに、守護所のそれらは格段に少ない。その理由には幾つかあろう。たとえば史料を残した文筆関与者の姿勢にもよるだろうし、あるいは守護所が軍事優先のために初めこそ国府に拠ったが、間もなく移動し、そのために記されなかったことがあるかも知れない。

しかし史料に多少があるからといって、夫々の時代に果たした役割に質的な差があるとは思えない。国府・守護所ともに権力所在地である以上、一国支配を有効に発揮させるため政治・軍事・経済・宗教などの諸機能を集中しているのは当然である。したがって守護所が古代都市国府の発展上にあり、一国支配の権力拠点となったことを否定する理由はない。この点をあらかじめ念頭におきつつ、以下各国において個々の守護所の所在地を確かめて行くことにしたい。

1、畿内

山城 守護所はない。

大和 守護所はない。

河内 正慶二年(一三三三)一月に、河内守護代在所とみ丹南とみ(1)える。守護は北条氏一門であり、元弘二年(一三三二)頃の

守護代は内藤国秀である。(2)守護は必ずしも現地に下向するとは限らない。それで守護代が守護所に留まることが少なからずみられる。国府は西南七杆の地に所在する。丹南の地は北部を竹之内街道が西部を和泉国の境沿いに西高野街道が通じる交通要衝である。

和泉 不明である。

摂津 守護は初め長沼宗政であり、その後安達・野本氏と交代したが、弘長三年(一二六三)頃からは北条氏となっている。一国の行政は国衙によって行われ、大田文はじめ年貢徴収などの帳簿類も国衙が把握していたので、守護代が職務の遂行にさいしては国衙に依存しなければならなかった。そのために、守護所は国衙近傍に設立されたとみられる。(3)

一方嘉暦二年(一三二七)十一月、摂津国兵庫関への悪党乱入に因って、兵庫嶋守護代とあり、また翌年二月にも兵庫守護使三衛門三郎とあり、兵庫関に守護所がみえる。(4)しかしこれは一時的な出張所のような所でないかとされる。(5)だが後述するように、守護所が水陸交通路に位置している例は少なくないから、初期には国衙に接していたかも知分らないが、守護が国司に代り行政権を握るようになって

兵庫へ移ったことは充分にありうるとみたい。

2、東海道

伊賀 元暦元年(一一八四)三月、大内惟義が守護に補された。当時北伊賀の阿拜・山田郡の柘植・輛田・山田には平家所領があり、平家一門の西走にもかかわらずあなどり難い力をもっていた。そして七月には惟義家人が多く討たれる程であった。ところで惟義は国務を執行しているから、その居所は国衙であろうし、そうでなくてもその近傍と考えられる。もっとも近世の地誌である『三國地誌』七六によると、大内惟義館として伊賀郡大内郷をあてている。また惟義をついた守護山内首藤経俊館についても、同書六七で須藤刑部丞堡並大内下荘と記している。大内の地は国衙の西南十軒にある。守護所を確かめる手掛りは以上しかないが、主戦場の地が国衙をふくんだ阿拜・山田郡にあり、また惟義が国務に関わっていることからみて、大内よりは国衙所在地に存在していたとみるのが妥当でないかと思ふ。

伊勢 文治元年(一一八五)十月に、「守護山内滝口三郎経俊僕従自伊勢国奔参申云……伊予守……被權近国軍兵

……被囲守護所」とあるから、守護所の存在は明らかだが、その場所は不明である。

志摩 不明である。

尾張 近世の地誌である『尾張志』・『尾張国誌』・『尾張名所図絵』・『名陽見聞図絵』・『尾張国地名考』などには、初めの守護野三刑部丞成綱の名はみえるが、それ以外には守護名はない。守護所は全く記されない。

三河 承久の変後足利義氏が安達盛長に代って守護となった。守護所は矢作やはさである。矢作は平安前期の『催馬楽』に「矢作の市に杳買ひにかむ」とある。矢作宿は官営の渡場から発足した。渡場には乗降施設、渡船労働の組織と管理施設、休泊施設や市がある。そこが平安後期に宿となり、国衙や郡司の支配からはなれ長者の支配する所になったとみられる。そこに守護足利が館を管んだのである。

多くの場合、守護館ないし守護所は国衙の所在地にみえる。しかし三河国では国府が存在した現豊川市と全く別な地域に守護所がおかれた。この国では国衙の動向が分らず、国司とかが在庁の経緯も不明である。そこで足利氏との関係だけから考えざるをえないが、矢作川をはさんで西域に碧海庄があり、承久の変後に足利義氏が地頭職を給され

ている。また東域の額田郡地頭も同じ頃義氏に給されている。そして東西を結ぶ鎌倉道と矢作川の接点にあたるのが矢作宿である。そこで義氏は碧海庄と額田郡を確保するためにも、この宿に館を営んだのではないかと思われる。なお額田郡を管理するために設けた公文所は守護所に併置されたといわれる。⁽¹⁰⁾

ただその館地については、それを示す記述に微妙な違いがある。暦仁元年(一二三八)二月、將軍頼経が上洛のさいには矢作宿の足利左馬頭亭に入御とあるのに、十月下旬のさいには矢作宿辺左馬頭義氏朝臣亭に入御とみえる。⁽¹¹⁾前者は矢作宿後者は矢作宿辺である。この宿辺をどうみるかである。後になり国人西郷が築城した明大寺辺りに義氏館の伝承があり、それがこの宿辺になるのかも知れない。そして両者が別のものとした場合でも、どちらかが誤まっているのではなく、二つとも存在していたとみてもよからう。つまり一つは公邸であり、他は私邸とすることも考えられるからである。⁽¹²⁾

いずれにせよ、足利義氏がこの宿ないしその近辺に館をおいたことは確かであり、一族や被官も屋敷をおいたろう。ただ矢作川は十四世紀末以前は乱流しているので、館

の位置比定は難かしいとされる。⁽¹³⁾

遠江 草創期の守護安田義定のおかげから守護が国守をかね、守護所は見付^{みつけ}国府の政庁域におかれている。国庁・留守所と守護館は別空間を占めていたとみるべきであるが、鎌倉中期頃までは在庁と守護披官の居住区域は区別できないとみたい。そして守護は大田文作製とか一宮祭礼勤仕に一時的・間接的に関わったが、在庁、付属雑人の商工業者、惣社はじめ寺社への領有権や支配権は国守の支配下にあった。しかし文永十年(一二七三)に某寺社で大般若經の写経にあたった僧侶が見付を国府といわず守護所と表現しているから、この時期には守護の支配把握が進んでいたとみられる。⁽¹⁴⁾

駿河 関東御分国であり、国衙と守護との結びつきは濃いから、守護所は国衙におかれたらうと思う。しかし史料はない。

伊豆 関東御分国だから守護所は国衙におかれたと思うが、史料はない。

甲斐 守護は武田氏だが、鎌倉時代の名字は不明である。元弘の変に武田三郎がみえ、石和三郎政義だらうとされる。鎌倉初期に武田氏の実質的な祖となった信光は石和^{いさわ}

に居館したとするが、⁽¹⁵⁾ 確実な史料に欠ける。

相模 守護は三浦氏であり、宝治元年(一二四七)に亡んだ後は守護は置かれなかったようである。それまでの守護所はどこか不明である。しかし強いて推測するなら、一ヶ所は本拠地の三浦郡衣笠城、またその南部で一族の墳墓をまつる寺社群のある大矢部、その北の小矢部の居館地があげられ、もう一ヶ所は義村の別荘地である大住郡田村が考えられる。⁽¹⁶⁾ 後者には田村大道とよばれる街道が通り、また將軍となる三寅が鎌倉に入る直前の五日間逗留していた。

武蔵 元暦元年(一一八四)六月、甲斐源氏の一族平賀義信が国守となり、その後は北条氏に代っている。国司が守護職権を行使し、実際の政務は留守所惣検校職の秩父一族を中心してなされた。しかし畠山重忠の乱で秩父氏族は没落し、国務は北条時房が握った。国守は泰時・経時・時頼とつがれたが、かれらは鎌倉をはなれないので、国政は留守所河越氏を通してなされた。⁽¹⁷⁾ その所在地は府中であらう。

安房 不明である。

上総 守護は初め平広常である。居館は大柳(現長生

郡睦沢町北山田)にあり、その東三・五軒のところの一宮の玉崎神社^{たまき}があった。広常は在庁であり国衙近傍にも館をかまえていたと考えられる。⁽¹⁸⁾ したがって守護所はそのいずれかであらう。寿永二年(一一八三)十一月に広常が誅殺された後の守護は不明である。そして正嘉三年(一二五九)になって足利氏が守護となり、以後元弘三年(一一三三)までつづく。足利氏の所領は市東・市西両郡にわたっている。守護所がどこか不明であるが、長祿三年(一四五九)銘の懸仏に「上総国市原郡市原庄」とある記載と、元徳二年(一一三〇)の「宗宣注進状」を基礎に以下のように推定できる。市原郡市原庄は国衙所在地と想定される惣社・村上・府中(能満)地域にわたる庄園である。能満に隣接する郡本西方は足利領である。そして鎌倉期の守護領が国府近辺の国衙領を中核として集中的に分布し、守護は国衙機構を支配したとの石井進説により、⁽¹⁹⁾ この郡本西方が守護所と推定されるとする。⁽²⁰⁾ 断定できる決め手に欠けるが、ぎりぎりの見解といえる。

下総 平忠常の築いた大推城に千葉常兼・常重らが居住していたが、常重のとき大治元年(一一二六)に千葉郡池田郷猪鼻台に本拠を移したというのが、これまでの説であ

る。⁽²¹⁾常重の子常胤は治承四年(一一八〇)に守護になるから、この地が守護所のように思える。しかし最近は次のように説かれる。常胤は下総介を名のっているので守護館は国府付近にあつたろう。そしてこの地域が八幡庄として成立するようになると、国府域の東方台地にある曾谷郷に館を移した。しかし元寇で九州に下向した頼胤が現地で負傷し、長子宗胤が父をついで九州に向つた後に、千葉庄に所在した弟胤宗が惣領家をつぎ、その子貞胤が守護になると猪鼻台に移り、そこに営んだ千葉館が守護所になつたと。⁽²²⁾

常陸 守護は小田・穴戸氏が鎌倉時代を通じてその職にあつたが、霜月騒動などによつて打撃をうけて所領は貧弱となつた。そのために守護所々在地は不明である。⁽²³⁾

3、東山道

近江 守護は鎌倉時代から戦国時代を通じて佐々木氏であり、居館地は小脇^{おわき}とされる。小脇には八日市が立ち、宿という地名もみえ、恵比須神社が存在する。京都と東国を結ぶ伊勢街道・千草越・八風越えの交通要衝にあり、有名な保内の商業集落はここを要に扇形状に展開している。

建久元年(一一九〇)上洛した源頼朝は帰途この地に入

り、また暦仁元年(一二三八)將軍頼経は小脇に宿し、数百人の武士が佐々木信綱の接待をうけている。地名としては、堀田・惣田・御所・馬場・馬ヤケ・コチャ門(東門)・岡門・蓬来門(南門)がある。ことに御所の堀地に堀田・惣田の地名があり、これをみると、ここは方二町の館所在地でなかつたかと考えられる。⁽²⁴⁾

美濃

近世の『美濃明細記』・『新撰美濃志』によると、

文治三年(一一八七)から承久三年(一二二二)の守護大内の前後に土岐光衝が守護になつたと記し、郡家^{ぐうけ}の一日市場^{ひつち}の神戸城^{こおと}を本拠にしたといわれる。また光衝をついで梶原景時が守護となり、本巢^{もとす}郡山口城に住したともされる。ここには天神段・城見谷・こまかへし・馬屋・鎌ときなどの地名が残っている。⁽²⁵⁾吉川本『吾妻鏡』文治三年十二月七日条には「梶原平三景時彼国守護也」とある。もつとも北条本では美作国守護とみえる。角川版『岐阜県地名大辞典』には、山口城は戦国時代のものらしいと述べている。土岐・梶原両氏の守護はそのまま認められぬと佐藤進一氏は述べ⁽²⁶⁾る。

さらに承久の変後藤崎泰綱が守護になり、本巢郡祐向山に居住した。しかし守護でなく守護代だったようで、時代

は弘安(一二七八―八七)前後とする⁽²⁷⁾。とすれば、守護北条の頃の守護代で、そこが守護所だったのだろうか。

飛騨 不明である。

信濃 この国は関東御分国で初めの守護比企能員は国司を兼任した。比企の乱後に北条氏が守護となった。安貞元年(一二二七)三月、在庁が国司に従わぬことが報じられた。その在庁は猛世之輩とされ、国衙に所屬しているが、実質的には幕府の家人とみられる。

守護所は現在の上田市東前山の塩田平だとされた。しかし塩田に守護所を設立した北条義政は遁世入部という信仰心に支えられて入部したものであり、また調査・発掘された城館は大規模で、後この地によつた国人村上氏のものと思われ、事実と違ふ。

それでは守護所はどこかとなるが、関東御分国であれば国衙と守護所を同一場所とみるのが妥当と思う。そのためには安貞元年に善光寺に後庁が存在したことに注目したい。北条氏の所領は善光寺周辺と国府周辺、それに上田盆地と伊那地方に多くみえる。また国衙領は松本平とくにその南部、伊那谷、善光寺辺に多く存在する。

このようにみると、松本と善光寺周辺に国衙と守護所が

考えられる。強いて時期をいえば、安貞頃に善光寺後庁がみえるから、初期には国府に所在したがこの頃から善光寺辺に移つたともいえる。善光寺門前から南へ北国街道がのびている絵図があり、それに問御所(豊御所)とその南に中御所が画かれている。時期は不明だが、問御所を鎌倉時代の国衙と守護所にあてる可能性もある⁽²⁸⁾。

また建武二年(一三三四)に、善光寺平から小泉・松本平へ向う両路の分岐点の要地に守護所船山がみえる。これを鎌倉後期にさかのぼらせることも可能である⁽²⁹⁾。ただしここは戦斗のための出城でないかと思う。

上野 守護は初め比企能員で後に安達氏がつぎ、霜月騒動までその地位にいた。安達氏は東山道の交通要地で、国衙の西南十五軒にある板鼻宿を押えている。同氏の所領の一つに国衙領の春近領があり、国衙指揮権をもっている。被官の玉村氏は那波郡玉村保(御厨)の開発領主であり、この御厨は後に安達所領となった。そこに安達屋敷の伝承をもつ地点が二ヶ所あり、ことに国衙の南東十五軒にある現玉村町八幡原町^{やはたばら}の安達屋敷地の近くを鎌倉道が通っている。守護所と考えられぬかとする。なお同じ八幡原には、お八幡・若宮八幡宮・鎌倉坂・十二所権現・八幡

山頼朝院長福寺跡などが固まってあり、その地域にも守護所が考えられる。⁽³⁰⁾

下野 国府の発掘は昭和五一年(一九七六)から十年間にわたってつづけられ、その結果政庁などの諸施設、道路、多数の遺物が発掘された。政庁は八世紀初めに営まれ、官衙群も建設されていたが、十世紀に廃絶し、国府は移転した。移転後の位置については両説あるが、これ以後の国府は武士化した有力在庁が目代と共に留守所を構成し、その下で在庁が「所」の職務を分掌した。在庁筆頭は大掾小山氏で、平安末期には政光であった。その子朝政のときに権大介となり、その職のまま建久(一一九〇—九九九)頃守護になった。小山氏の本拠地は、現在の小山市大字神鳥谷^{しとこの}字曲輪にある方形単郭とされる。曲輪は土塁の長さが東西一六三米、南北一九九米の巨大な館で、この北側の掘跡に古道が走り、鎌倉道に合流している。⁽³¹⁾一方権大介の館は曲輪から十一杆北にある現栃木市田村町字上館とみられる。そしてここは同時に守護所ともなっている。またこの地は平安末期から鎌倉初期にかけて府中とよばれるようになった。したがって曲輪は私の館であり、上館は公の館である守護所とみられる。⁽³²⁾

陸奥 守護所はない。

出羽 守護所はない。

4、北陸道

若狭 現小浜市の東部で小浜湾に流れこむ北川の下流域に府中という所がある。従来ここは方二町の区画をもつ国府跡でないかとされて来たが、藤岡謙二郎氏は方形の地割がなく、むしろ中世的な村落内部の道路が屈曲した防禦的な環濠集落の形態に近いと述べた。そして国府はそこから数町北東の字和久里か、その北西に接する四町区画のいづれかに求められるとした。⁽³³⁾また小浜市史編纂室主事の杉本泰俊氏は、和久里よりさらに東三杆の遠敷の南部にある童前の一宮(若狭彦神社)が跡でないかと述べている。では府中は何かとなるが、同氏が詳細に調べた「^{小浜市東部地上中町西部地}域字名分布図」には、府中域に殿ノ上・東町・北町・南町・西町の地名があり、⁽³⁴⁾ここが守護所でないかといわれる。もっとも近世の『若狭国志』には、府中壘は武田元実が築いて家臣紀伊守小島某が居した、と記してあるだけで守護所の記述はない。

越前 近世の『越前城蹟考』・『越前国名蹟考』などに

は、承久二年(一二七〇)七月に島津忠久が守護となり、次男忠綱が守護代として丹生郡厨浦に居城したとする。その居館は布山台地の字殿旨にあり、近くの字銅仏に造寺して荷葉寺と名づけ、布山台地に春日大明神をまつる布山神社を建立したとする。³⁵⁾ここは国府の地を大きくはなれてゐる。これについて郷土史家品野紘一郎は次の二点が考えられぬかとする。一つは海上交通の利点を生かしたことである。ただそれならば敦賀で良いはずだが、そこから内陸へ入るには標高七百米ほどの木ノ芽峠を越さねばならず、それで厨浦に守護所をおいたのではないか。もう一つは承久の変後とはいえ、武生を中心に瓜生氏が依然優勢で、そこへ進出することが難かしかつたからでないかと。

その後安貞元年(一二二七)に後藤基綱が守護となり、坂井郡黒丸に居城したとする。³⁶⁾もっとも近世の『古今類聚越前国誌』には、基綱は坂井郡三宅城にあり、以後四代つづくとみえてゐる。

加賀 近世の『加賀志徴』十に、野々市について「守護富樫加賀介治所、当年雉蝶相連、市塵櫛比之地、蓋文治以後、數百年守護町也」とある。

守護は初め比企朝宗であつたが、貞応二年(一二三三)か

ら嘉禄三年(一二二七)前後まで北条朝時となり、その後不明となる。そして末期に北条一門が守護とみえる。ところでその間、弘安十年(一二八七)に富樫新介家泰が熊坂庄の遵行にあたり、嘉元二年(一三〇四)十月には守護使節としてみえてゐる。また天応二年(一三二〇)三月に守護神拝、富樫次郎泰明と記される。³⁷⁾これらからみると、富樫氏は守護に近い役割をもっており、守護町は正確でないかも知れないが、守護級の実力者であつたことは認められよう。

能登 不明である。

越中 元弘三年(一三三三)五月、守護名越時有は出羽・越後の官方の上洛を阻止しようとして越中の二塚に陣をしいた。しかし六波羅の陥落を聞き、「能登・越中の兵ども、放生津に引き退いて、却つて守護の陣へ押し寄せんとし」³⁸⁾たので、時有は一族郎党とともに放生津城に火を放つて果てた。これからみて放生津は守護所々在地といえよう。

放生津は国衙の東方四軒の地にある。国衙の東側を流れる射水川(小矢部川)には官湊である亘理湊^{わたりに}があり、そこから調庸物が都に運ばれた。しかし守護は国衙に寄らず放生津に館を設けた。守護は初め比企朝宗であつたが、承久

の妾後は名越氏となり幕末までつづくことになる。

守護所創始の経緯は不明であるが、放生津の東部にある放生津潟は天然の城地であり、津軽通い・佐渡通いの船があり、浜往来は北陸道につながる脇街道として水陸交通の要地である。正和五年（一二一六）三月に、東放生津住人沙弥本阿代則房の訴状があり、それによると関東御免津軽船二十艘がみえる。本阿は問丸でないかと思われる。

ここには中世に由来する八幡宮・神明宮・氣比宮・山王社があり、氣比宮の門前には魚市、神明社には四十物市が立ったようである。近くの曾根には名越氏の氏寺とみられる西大寺系の禅興寺が弘安（一二七八―八八）以前に創建されたといわれる。遊行商人が放生津で南条九郎という武士に説法している絵が「一遍上人縁起絵巻」にあり、この前後の時期に別時念仏道場として報土寺がみえる⁽³⁹⁾。

越後 鎌倉時代の国府は直江津にあり、元享三年（一二三三）には府中とみえている。寛元三年（一二四五）以前から守護名越朝時は守護と国務を併有している。それ以降守護の権限と国司の国務管掌権限は統合されていたとみられる⁽⁴⁰⁾。とすれば守護所も国府に設けられていたとみてよい。ただその場所は不明で、上杉氏の研究に造詣の深い花

ヶ前盛明氏は海中に没したのではないかもされる。

佐渡 文永八年（一二二七）十一月、日蓮は佐渡島へ流刑となり塚原に住んだ。「六郎左衛門（守護代本間重連）が家のうしろ、塚原と申す山野の中」と記される⁽⁴¹⁾。守護代の居所は守護所であり、現佐渡郡畑野町畑野である。しかし鎌倉末期の本間山城守泰宣のときに、同郡の現真野町竹田に移ったとされる。そして討幕の運動を起こした日野資朝がここに預けられた。この地には新国府^{にいこつ}という地名があり、九世紀頃に国府だったようである。守護所はこの地に設けられたのであり、檀風城とよばれている⁽⁴²⁾。守護大仏氏は守護・国務両職を併有している⁽⁴³⁾。

5、山陰道

丹波 不明である。

丹後 伝承では文永七年（一二七〇）に足利泰氏が守護となり、現舞鶴市の建部山に築城したとなっている⁽⁴⁴⁾。しかし丹後郷土資料館の石川登志雄氏は否定し、初中期の守護も守護所も不明とする。ただ南北朝後半期に書かれた「国分寺建武再興縁起」によると、鎌倉末期に日置氏ら武家出身の在庁により国分寺復興が進められているので、国衙所

在地の府中付近に守護が進出しているのではないかとする。永仁(一二九三—九九九)頃の守護は大江氏であるから、この時期に守護所は府中辺に所在していた可能性はある。

但馬 承久の変後、叡山西塔の僧常陸房昌明が功によって守護となり、大田を姓とした。一族の所領は出石郡に集中しており、その中の出水郷内に守護所を設けたようである。ところが一方で、その西十料の気多郡にもあるとする。この円満院領大将野庄は上野村と下野村に分れ国府地域にあたっているが、このうち上野村は領家分十町九反、地頭分七町二反で構成され、地頭分は下司并公文惣追捕使跡とされることから、ここに守護所の可能性もあるといわれる。⁽⁴⁶⁾なお近世の『校補但馬考』には守護所の記述はない。

因幡 元暦(一一八四—八五)頃の大井実春は目代で守護を兼ねていたようである。とすれば、守護所は国府地域におかれていたとみられるが、確實でない。この地域の歴史地理に詳しい中林保氏は不明とする。

伯耆 元久(一二〇四—〇六)前後の守護金持氏は日野郡金持邑から起こっているが、これだけでこの地が守護所といえるかどうかは分らない。

出雲 守護佐々木頼泰のときに神門郡塩屋郷に抛り塩屋を称したといわれる。出雲国守護館は存在しているが、その場所がどこかを示す確実な史料はない。

石見 永久年間(一一三一—一七)に藤原定通が国司として下向し、土着して御神本国兼を称した。御神本氏は元暦元年(一一八四)に押領使となり、建久三年(一一九二)三月に益田に移った。居館地は土井の地名から上久々茂土井でないかと推察される。⁽⁴⁸⁾そして御神本を改めて益田を称し、守護代となっている。したがってそこに守護所が考えられる。

隠岐 建久四年(一一九三)以降、守護は佐々木氏である。貞永二年(一二三三)頃に守護代として八島冠者がみえる。この時期の守護所は国衙所在地の国分寺周辺でないかとする。⁽⁴⁹⁾その後移動し寛元四年(一二四六)九月一日に、「去貞永元年八月之比当守護宇賀郷入部之時」とある。⁽⁵⁰⁾このことから宇賀の地が守護所と考えられる。この地は交通・軍事上の要地で、かつ海をはさんだ南の中ノ島に後鳥羽上皇配流の地がある。ただし近世の『隠岐国古記』には宇賀村に守護所はみえない。

6、山陽道

播磨

国衙は終始現在の姫路市におかれていたが、守護所は別の地域にある。正治元年(一一九九)小山朝政が守護となった。守護領の中核に五箇庄がある。これは宿村(加古川市)から現明石市西郊までに及ぶ大庄園である。

ここには西大寺末の報恩寺が建立され、叡尊・忍性と深く関係し、十三重塔・五輪塔などの石造物が多くみられる。

建長八年(一二五六)、幕府は建長寺に納める一切経を宋から輸入し、博多から陸路鎌倉に運んだ。このとき播磨国では加古川宿を中継点として人夫と兵士がそれに加わった。同宿は「延喜式」には賀古駅とみえ、後に西域へ移って文永(一二六四―七五)頃より加古川宿として発達したのである。姫路でなく加古川が中継点となったのは、ここに守護所が設けられていたからでないかとされる。そして守護館は本町の称名寺一帯をさす字城の地が比定できる。

備前 不明である。

備中 不明である。

美作

近世の『作陽誌』三の「真嶋郡古跡部」に、初代守護梶原景時の屋敷が草加部村にあり、「諏訪檀と名づ

く、村民伝えて景時旧宅となす、その南に池あり、梶原馬冷場と名づく」と記される。

一方景時は目代を兼ねているから、守護所は国衙の近接地である院庄の可能性が強いともされる。津山市教委の『史跡院庄館跡発掘調査報告』には以下のように述べている。院庄館跡である現作樂神社の発掘の結果、館は東西二五〇米、南北三〇〇米以上の規模がある。全域の黒色土層は鎌倉時代か、それを大きく下らない時代の生活面を示している。井戸は鎌倉時代、土塁構築の時期は平安末ないし鎌倉期以降、土器・陶磁器などは平安期から室町期にかけてのものが大部分である。また御館・堀・御館堀・大門などの字名が残されている。

備後 貞応二年(一二二二)頃から守護となった長井時広の二男泰重は、長和庄(福山市瀬戸町)を本拠として、その一族が小童保・田総庄などの地頭職を分割所有した。嘉元元年(一一三〇)泰重甥の頼秀は信敷庄半分を幕府から給わった。応長元年(一一三二)には泉庄年貢を歌島庄の公文兼預所知栄が貞重代官として請負い、為替に組んでいる。また山南庄の請負につき、京都の覚道から歌島庄公文歌三郎に対して、庄園の経済状態を照合し得文注文の提

出を依頼した。覚道は長井一族らしい。⁽⁵⁴⁾

長和庄に比定されている現福山市瀬戸町には地頭分・長和・垣内などの地名が現存しており、ここは守護所であり代官が派遣されていたとする。⁽⁵⁵⁾

ところで元応二年(一二三二)九月に尾道浦守護貞重とみえる。⁽⁵⁶⁾尾道浦守護というのは尾道に館をかまえた守護をいうのだろう。貞重は泰重の孫である。長和庄から尾道への守護所の移動の背景には鎌倉中末期の社会的諸状況が関係していると思われるので、これについて考えてみることにしたい。

尾道は高野山領太田庄の倉敷である。寛元三年(一二四五)、現地庄園の管理に預るために一人の若い人物が下つて来た。それが後の和泉法眼淵信である。そして三十数年をへた頃、弘安四年(一二八一)には有力な庄官になっている。同九年に、多分元寇のさいの祈祷などの功績によるのだろうが、尾道にある浄土寺別当になり、それと浜在家を私有している。

庄園の管理・運営をめぐるはどこでも地頭との争いがみえるが、ここでも同様である。正応三年(一二九〇)に起こった桑原方地頭太田千熊丸との訴訟がそれであり、淵信

は桑原方雜掌として鎌倉二番引付において勝利をおさめ、永仁五年(二二九七)に桑原方預所となった。しかしこの頃から淵信は高野山に必ずしも忠実でなくなり、任意の行動を取り始めるようになる。

翌年真言律宗の西大寺の定証が尾道にやって来た。かれは般若の弟子で、殺生禁断・貧民救済をかかかって西国布教にあたっていた。このとき尾道に立ちより、荒廃していた浄土寺の復興に力を尽したのである。そして嘉元四年(一二三〇)十月に再建がなり、盛大な落慶式を行なった。そのさい淵信は浄土寺を西大寺に寄進している。

一方淵信はこの六年前の正安二年(一二三〇)に、公文百姓から訴えられて預所の地位を追われた。訴訟の主なもの次は次のようである。淵信は子息範方を小預所にし、阿党をくんで年貢未進を口実に責める。市場での米の売買価格差を利して収益をあげる。数百石の年貢犯用と諸庄園への借上げをするなどである。つまり合法・非合法の手段により莫大な富をえていることへの批難である。

ではなぜ淵信は富の獲得に執着したのだろうか。むろん一つには個人の欲望があったろう。しかしそれ以外に、定証の来下を機に企てられた浄土寺復興の資金集めが関係し

てはいないだろうか。これには、なぜ定証が浄土寺に着眼したかも問題となる。この地には勅願寺西国寺もあり、時衆の寺院もある。しかるにあえて浄土寺に注目したのである。周知のように北条氏は港津把握の強い関心をもち、それに西大寺系の僧侶が与っている。とすれば、瀬戸内海の大港尾道に足場をきずくために、鎌倉の法廷で活躍した淵信の力を利用しようとし、これに定証が応じたと考えられないだろうか。定証の本意は律宗復興にあるとしても、他の諸例から推してこのようにみることは間違いないと思えない。そして定証と結んで淵信が資金獲得に奔走したのでないだろうか。

文保二年(三二八)十二月、西国悪党を鎮圧するために守護使節が尾道浦に派遣されたが雑掌行祐は入部を拒否した。使節は翌年七月に帰洛し、一ヶ月後に悪党がいるとして守護長井貞重は代官円清高を浸入させ、殺害刃傷放火追捕などの種々の悪行をし、仏閻社殿数ヶ所と政所それに民屋一千余字を焼き払った。そして大船数十艘で仏聖人供以下の資産雑物をすべて盗み去った。高野山は守護貞重の悪行狼藉への嚴重沙汰を訴え、その上で寺家は悪党を扶持しないと述べた。これに対して貞重は預所の悪党扶持をやめ

るよう申し入れ、守護代子息高致を改易にした。

注目したいのは、尾道には預所と守護代それぞれと結んでいる海賊・悪党のみえることである。この時期の海賊は文字通り海上を横行し財貨を強奪するものもいるが、警固などをする海運業などに変化しつつあるものもみられる⁽⁵⁷⁾。尾道ではいずれに比重があるか具体的に指摘できぬが、水上交通の盛んな港津の確保を狙って侵入したことは間違いないであろう。

ところで、民屋一千余戸を焼く大惨事を招いたことに対する院と武家の処置は手ぬるく、また呆気なく、有耶無耶にされている。守護代は解任されたものの守護の更迭はない。手ぬるい処分の背景には、財物強奪の程度は不明としても、焼失は大規模でなかったことがあるのではないか。これは現在の尾道市に建築をふくめて彫刻・書画など鎌倉時代以前の作品がかなり残っていることから推察できる。また寺社の縁起などをみても、元応の襲撃に触れたものはない。

それにしても、守護長井が暴力によって守護所を尾道においた事実是否定できない。つまり定証の場合と形は違うが、ここに幕府の強権を背景にした意図が働いていない

だろうか。若干飛躍した論になるかも知れないが、守護所設定は国府と違い武力優位の許になされたとみられるのではないかと思う。

安芸 養和元年(一一八一)厳島神社神主の佐伯景弘が安芸守となった。府中には田所氏が所在したが、景弘は佐東郡南部に倉敷を設け、交通商業を重視し、その辺りに拠点をおいた。景弘と在庁田所の対立が予想できるが、平氏は景弘を支持した。

守護は初め武田氏で建久七年(一一九六)宗孝親に代り、景弘の領有した所職・所領をついだ。一方田所氏は田所兄弟・税所・船所また政所も保持していた。承久の変で宗氏は没落し、武田氏が守護となった。守護所は佐東本郷に所在したようである。⁽⁶⁸⁾

貞応二年(一二二二)暮に厳島神社が焼亡し、復旧のために安芸国を造営料所とした。神主の藤原親実はこのときに国務も管轄した。文暦二年(一二三五)五月、親実は守護となり、在国司・在庁兄弟部職を兼帯した。しかし田所氏は税所・船所・政所などを握っていたらしい。仁治二年(一二四一)から寛元三年(一二四五)頃に武田氏が守護となり、守護所を武田山麓においたとされる。⁽⁶⁹⁾

これらからみると、この国では鎌倉時代を通じて権力の拠点が府中と武田山麓の二ヶ所に設けられていたのではないかと思われる。文永の役のとき信光は佐東郡銀山城^{かなやま}を築いた。武田氏が国衙機構を全面的に把握するのは南北朝時代になってからである。

周防 守護所は現防府市の国衙に付設され、文治二年(一一八六)七月に守護佐々木信綱が長門国と兼任している。⁽⁶⁹⁾

長門 国府は現下関市長府に想定されている。その規模は方三町ないし方四町である。守護所は弘安三年(一二八〇)七月に国府域内に存在していたとみられる。北条一門の正守護が下国したのは宗頼が建治二年(一二七六)、宗政が弘安七年(一二八四)のようである。守護代は在任している。文永の役後まもなく守護館と守護代所が分離し、支配組織が整備された。

ここには長門二宮の忌宮神社が鎮座し、同神社所蔵の「境内絵図」が存在している。絵図作製年代は景観から推して鎌倉後期ないし建武初年(一三三三―一三八)の間である。注目したいのは絵図の西南に守護館が、東北に守護代所の描かれていることである。守護館には長門探題が常駐

している。守護館と守護代所がそれぞれ府中市街地の西南部と東北部にあり、街道筋を見下ろす台地上に設けられたのは偶然でない。幕府は国衙中心の政治都市の死命を制する両地点に両館を設置したのである⁽⁶²⁾。

7、南海道

紀伊 守護所は国衙付近におかれ、これを取りまいて在庁出身の田井・平田・栗栖・和佐・小倉・岡崎などの中小武士が、守護の直属武力を構成していたとされる⁽⁶³⁾。

淡路 国府は現在の三原郡三原町にある。しかし鎌倉中期頃までに東方やく三籽の八木に移動したようである。承久の変後に守護に長沼宗政が補任された。三原郡では守護領が全体の八割を占め、守護所もここに所在したと思われる。八木にある養宜館は近世の『淡路国名所図絵』二によると、東西一町、南北二町あり、佐々木治郎経高の守護所と記される。経高は正治二年(一一二〇)頃の守護である。養宜はこの時期国衙の機能をもっていたとみられるので、守護所もその一翼を荷っていたかも知れない⁽⁶⁴⁾。

阿波 近世の『阿波志』三には、源(小笠原)長清が池田城を築き子孫抛るとある。同四には、正治年中(一一一九

一一二〇)佐々木経高が守護となり、居城を名西郡白鳥村鳥坂頂とつきかに構える、承久の変後小笠原長清が守護となり、鳥坂は陥るとみえる。

これらを見ると、初代守護の佐々木経高のときは鳥坂城にあったが、承久の変後に守護が小笠原氏となり池田城に移ったことになる。また鳥坂は国府の南西一・五籽にあり、国務に関わるために守護代をおき、池田は小笠原氏の私的な館地との見解がある。さらに初めは板野郡井隈庄(勝瑞)に守護所がおかれたが、小笠原三代の長房のとき池田に移ったとの説もある⁽⁶⁵⁾。

これらの諸説について、『池田町史』上では最初から池田城を守護所とし、ことに勝瑞説には強く反対している。そしてその理由を次のように述べている。小笠原氏はもともと土佐国と阿波国もしくは四国四州の守護となる予定であり、そのため四国の中心に位置する池田に守護をおいたのである。城の守護神として信濃国から諏訪神社を勧請しているが、これは同国から阿波国に入部した長清・長経のときと思われる。勝瑞説にいう三代長房による創建とするのはおかしい。小笠原氏の菩提寺が三好郡にあり、現三野町滝田、三加茂町舞寺、美馬町願勝寺にあり、勝瑞から遠

く池田に近い。流刑された土御門上皇の御所が勝瑞にあつたことは確かだが、それを警備するために設けられたのは守護所の出張所のようなものである。勝瑞は要害地という点で不適当である。

讃岐 道範の『南海流浪記』に、仁治四年(一二四三)二月、「国府ヲ立、讃岐ノ守護所長(雄)二郎左衛門ノ許ニ至ル、路間二里」、また「守護所之許ヨリ鶴多津ノ橋藤左衛門高能ト云御家人之許へ被預」と記される。これからみると、守護所は現坂出市の西端、宇多津町との境界線付近におかれていたとすることが可能である。しかし三浦氏滅亡後の北条一門のときの守護所は不明である。

『満濃町史』によると、守護三浦光村の守護代長尾次郎左衛門胤景は西長尾(現仲多度郡満濃町長尾)に守護所をおき、道範が立ちよつたとする。『綾・松山史』によると、守護所は初め現坂出市林田辺にあり、その後満濃町長炭に移り、さらに守護船木頼重のとき山田郡高松庄(現高松市古高松町)の喜岡城に移つたとする。

しかし長尾守護所は近世の『讃岐府志』にはみえない。

また林田は昭和四十八年(一九七三)刊の『郷土林田の史蹟』には全くみえない。角川版『日本地名大辞典』には長

炭守護所に触れず、西長尾にある西長尾城は南北朝期から戦国時代にかけての遺跡だとする。さらに喜岡城は建武二年(一三三五)の築城である。

伊予 室町末期の著と推定される『予章記』に「然所九郎判官殿被失故、通信同心ノ申ヲ被訴籠、喜多郡以テ梶原平三景時賜、守護ヲバ盛綱ニ被補畢、又梶原被失時、以的矢景時ヲ射勲功ニ依テ宇都宮賜之」とある。盛綱というのは佐々木盛綱のことであり、元暦元年(一一八四)頃から一時期欠けるが、建仁三年(一二〇二)までの守護である。ただ守護所がどこか不明である。

ついで承久元年(一二一九)に宇都宮頼綱が守護としてみえる。この宇都宮氏は右書にみえる喜多郡を給わつた宇都宮氏であろう。ただしそこで得たのは地頭職である。時期は梶原景時失脚後とすると、正治二年(一二〇〇)後である。ところが承久元年に守護としてみえるから、正治二年後のある時期に守護となつたのである。宇都宮氏が喜多郡を知行するのは戦国時代にまで及んでいる。そして元弘三年(一一三三)までは守護なのである。

近世の『大洲旧記』によると、その四に、元徳二年(一三三〇)三月一日に宇都宮頼房が伊予国守護となり、大津(大

洲市)に築城したと記している。これが地蔵ヶ岳城であり、現在の大洲城跡地である。ところが三年後の元弘三年閏二月に府中守護参河権守貞宗館が河野支族の土居・得能氏らによって襲われる。参河権守は宇都官のことであり、このときの守護館は府中なのである。府中というのは旧国府のことであろう。地蔵ヶ岳城については平凡社刊の『愛媛県の地名』も認めており、そうだとすると、守護所は鎌倉末期になって漸く設定されたがすぐ他所に移ることになったのだろうか。

これに対して最近の説では、承久(一二一九—一二二二)ないし嘉禎(一二三五—一三八)以後の守護宇都官氏の権力拠点の一つは喜多郡にあったが、守護所はもともと越智郡の府中におかれたとする。⁽⁶⁸⁾

土佐 守護所所在地は不明である。ただ平治の乱で長岡郡介良庄^{けら}へ流刑になった源義朝の五子で頼朝弟の希義の居所が守護所に宛てられている。近世の『土佐国編年紀事略』二に、文治三年(一一八七)頃に河内民部大夫行景が守護となり、介良庄の地頭を兼ねたとあり、このことからこの地が守護所だとする。⁽⁶⁹⁾しかしこの兼任は地頭兼預所と解すべきだとし、そうなると守護所ではなくなる。⁽⁷⁰⁾一般に守

護所は国府近辺の長岡・香美郡に所在したとされているようだが、近世の地誌『南路志』には全く記されていない。

8、西海道

筑前 建久七年(一一九六)に武藤資頼が大宰少式となり鎮西守護に補された。資頼には大監・小監・大典・少典・録事・参軍らが属し、守護所と称された。⁽⁷¹⁾同八年末に九州各国の守護分化がみられるようである。正治二年(一二〇〇)十二月二日の大宰府政所帖に「宰府守護所」と見え、大宰府機構内部に守護所が成立した。そして府官を被官化した。居館は天満宮の東方二軒にある宝満山西麓の丘陵上におかれた。しかし武藤氏の守護としての指揮統率権はさほど強力でも確固たるものもなく、大宰府と守護所の二元的支配機構は永仁元年(一二九三)の鎮西探題設立までつづいた。⁽⁷²⁾それ以後は大宰府機構を通じて行なう政策が終り、探題は博多におかれ守護所もここに移った。⁽⁷³⁾

筑後 守護の交代は多いが守護所はすべて不明である。建治元年(一二七五)六月と九月に筑後国守護所辺とあるが、どこか不明である。⁽⁷⁴⁾

豊前 近世の『豊前志』には、文治元年(一一八五)に

宇都宮信房が守護となり、筑城郡城井郷に所在するとみえる。史料はこれだけである。

豊後 国府は古国府ふるこくの地にあつたが、大分川の氾濫に

より十一世紀中頃には一部が上野台地に移つたらしい。そこへ守護大友氏が守護所をおいたとするのが通説である。⁽⁷⁶⁾大分能直の守護職補任は建永元年(一一〇六)頃らしい。ただ守護支配を精神面から支える府内近郊の一宮柞原八幡宮を避けて、大野郡の深山八幡宮を信仰したこと、また同郡大野庄下村に能直の墓所のあることからみて、本拠地は下村におかれたとみるべきだとする。しかも能直をついだ親秀、その子頼泰は豊後国に下向していない。そして頼泰は仁治三年(一一四二)と寛元二年(一一四四)に、府中支配について「新御成敗状」と「追加」を示している。これは大友氏が国司兼守護として発令したもので、道祖神社の設置、押買、雨笠の使用、大路での田畠作りと在家、産屋、墓所、道々細工に私物の強制作製、博奕などを禁止している。ことに道祖神社、墓所の禁止は、府中を精神的中心地とすることを避けているとみられる。⁽⁷⁶⁾

しかし建長六年(一一五四)に頼泰は高国府たかこくの勝津留かちがづるの割譲を要求している。これは守護所設置を前提としたのだら

うと考えられ、文永八年(一一七一)以前に下向し、その頃から府中が実質的に国府兼守護所となつたとするのが妥当である。⁽⁷⁷⁾

肥前 建久七年(一一九六)から鎮西奉行武藤氏が守護を兼任し、弘安四年(一一八一)からは北条時定が守護となつている。永仁五年(一二九七)に鎮西探題が設置され、探題が守護を兼任することになった。しかし守護所々在地は不明で、近世の『肥前国誌』にもみえない。

肥後 近世の『肥後国誌』にみえない。ただ同書に、文永十一年(一二七四)鎮西奉行北条時定が阿蘇郡南北小国に敵国降服のため満願寺を建立したとみえ、寺内に北条時定・定宗・随時三代の墳墓と称する石塔群がある。時定・定宗は弘安四年(一一八一)から少なくとも永仁二年(一二九四)まで肥前国守護であり、随時も鎮西探題と守護を兼職している。この寺院が北条氏の権力の拠点であれば、この地に守護所が所在してもよいと思うが不確かである。

日向 不明である。

大隅 最初の守護は建久八年(一一九七)にみえる島津忠久である。建治二年(一二七六)八月の蒙古来襲に備える石築地役配分の伝達者は、守護代と国衙の調所・書生・惣

官・大介兼税所などの在庁官人からなっている。また大介兼税所藤原氏は永仁三年(一一九五)と元亨三年(一一三三)に、守護代とともに係争地の田地打渡しを行っている。これからみても分るように、大隅守護所は守護被官や守護代と在庁官人の系譜をひく国方御家人から構成されている。

鎌倉末期に在庁官人は守護被官化した。守護私領は国衙所在地の曾野郡、それに隣接する小河院・桑東郷・桑西郷に集中し、多くは国衙領に含まれている。⁽⁷⁸⁾ 以上のことからみて、守護所在地は国衙所在地の府中とする可能性が高いといえよう。

薩摩 近世の『薩隅日地理纂考』によると、以下のよう記される。文治二年(一一八六)に島津忠久は薩隅日の地頭となり京都に留まったが、本田貞親を下して三国を管轄させ、木牟礼城を築いた。貞親は建久七年(一一九六)に下向し、この地は忠久・忠時・久経・忠宗・貞久までの五代の居城となると。『三国名勝図絵』十六にも、「木牟礼城、知識村内にあり、文治二年得仏公三州に封ぜられ、……本田貞親をして薩州に下す、八月二日木牟礼城に入て治所とす。城址今高さ二丈余、陸田となり四方泥田にして東西に城門の跡あり、……本田貞親居城せし所なりといひ伝ふ」

と記される。

守護所は現川内市屋形原に所在する国府とは全く違った所に設けられた。理由は不明である。本田貞親の下向は伝説めき⁽⁷⁹⁾、また島津氏が現実に木牟礼城主になったのは四代忠宗からとされる。⁽⁸⁰⁾

吉岐 近世の『吉岐国統風土記』に芦辺町中山触の船匿城址が守護代政庁とみえる。おそらく同書よっていろいろが、『吉岐島の古城』には文永(一一六四―七五)頃の守護代平内左衛門尉経高の居城を船匿城というところ。

対馬 鎌倉初期の在庁筆頭は阿比留氏である。延慶三年(一一三一)頃は同氏に代って惟宗氏が在庁官人としてトップの地位にみえる。永仁六年(一一九八)の地頭惟宗盛国は宗氏を名のり、守護武藤に属している。現地に在任するのは宗氏である。在庁であり地頭(代)であるが、⁽⁸¹⁾地頭(代)は守護代と同じとみたい。その所在地は国府であろう。

あとがき

以上、各国々について守護所の所在地確認と、経緯の分るものはそれに触れた。史料は比較的確実性の高いものもあるが、近世の地誌などによった場合も少なくない。しか

もそれをふくめても不明の所が四割あり、所在地を確認した所でも裏付けが充分にできなかった。そこで不満を残してはいるが、一応すべて列挙したので、その結果をまとめおきたい。まず国府（府中）に設定されたものが多く、不明を除くと半数になっていることである。これは守護所が国衙の一部局として出発したこと、また中期以降守護が一国支配を始めるようになって、これまでの国府の機構と機能に依存せざるをえなかったことなどによるのであろう。第二に国府と無関係の所に設けられた守護所で、その理由は様々あるが、水陸交通の便を利用した所が多い。第三に守護所を軸に城下を形成したものはみられない。三河国・近江国・越中国のように都市となっていると思われる所ですら、権力によって城下をつくったとはいえない。これはこの段階の社会経済的条件が影響しているのである。

いずれにせよ史料の不足と私の能力の至らなさがこのような結果になったが、しかしこれに止めず、今後は文献はひろんのこと発掘・地名・伝承などを通じて守護所の解明を一步ずつでもすすめて行く積りである。

〔註〕

- (1) 「楠合戦注文」
- (2) 『佐藤進一著』鎌倉幕府守護制度の研究』六頁。
- (3) 新修大阪市史』第二巻一四九頁。黒田俊雄「伊丹氏の初見史料のことなど」『地域研究いたみ』九で、伊丹親盛を守護代とみており、鎌倉末には伊丹に守護所があったかも知れない。
- (4) 『神戸市史資料編』一
- (5) 『新修大阪市史』第二巻一五〇頁。
- (6) 『尊卑分脈』三九二頁には経俊に馬允という肩書がみえる。刑部丞は祖父義通、父俊通に付けられている。
- (7) 拙稿「伊賀における守護所の自立」『赤松隆房教授退官記念国司論集』
- (8) 『吾妻鏡』文治元年十月二十三日。
- (9) 新行紀一「矢作東宿・明大寺・岡崎」『岡崎市史研究』三
- (10) 新行紀一「中世都市矢作をめぐる諸問題」『年報中世史研究』8
- (11) 『吾妻鏡』暦仁元年二月九日・同年十月十八日。
- (12) 岡崎市史編纂室の小林吉光氏のご教示による。
- (13) 新行紀一「中世の矢作」『岡崎市史研究』五
- (14) 義江彰夫「国府から宿町へ」一二二頁。
- (15) 『石和町誌』第一巻四九六頁。
- (16) 野口実「執権体制下の三浦氏」『三浦古文化』三四、『神奈川県史通史編』一 三五五頁。
- (17) 永井晋「鎌倉初期の武蔵国衙と秩父氏族」『埼玉県立歴史資料館研究紀要』七 菊池紳一「武蔵国における知行国支配と武士団の動向」『埼玉県史研究』十一

- (18) 『房総の古城址めぐり』上、六七頁に夷隅郡大原町下布施の布施城に、広常居館地、物貝塚・根古屋・堀内・鍛冶屋敷・町台・宿下・要害台・戦場の地名があると述べている。
- (19) 石井進「鎌倉時代『守護領』研究序説」『日本社会経済史研究 古代中世編』
- (20) 福田豊彦「鎌倉時代における足利氏の家政管理機構」『日本歴史』三四七、高村隆「中世上総国における守護と国衙についての覚書」『日本大学生産工学部報告』十六一、『市原市史』中巻 四五頁。
- (21) 『千葉開府八百五十年記念開誌』三七頁。
- (22) 千野原靖方「下総守護所の所在地に関する一考察」『中世房総』一
- (23) 『茨城県史中世編』一四三頁。
- (24) 『八日市市史』第二巻 九〇頁。
- (25) 『本巢郡誌』下 五九九頁。
- (26) 佐藤前掲書 八三頁。
- (27) 『本巢郡誌』五一九頁。
- (28) 拙稿「信濃国の守護と国人城下」『奈良史学』二
- (29) 湯本軍一「北条氏と信濃国」『信濃』十九一十二
- (30) 山本隆志「安達氏の上野国経営」『群馬県史研究』十六、同「安達氏、玉村氏、補考」『地方史研究』一九一、井田晃作「新田義貞、鎌倉攻め勢揃い八幡庄は八幡原か」『群馬県史研究』二五
- (31) 『小山市史 通史編』一 四二〇・五一〇頁。
- (32) 小川信「下野の国府と府中について」『栃木史学』二

- (33) 藤岡謙二郎「国府」三七頁。
- (34) 『小浜市史紀要』五
- (35) 『越前町史』上巻 一七〇頁。
- (36) 『川西町史』一一五頁
- (37) 『白山宮荘嚴講中記録』「加能古文書」
- (38) 『太平記』十一
- (39) 『新湊市史』一二八・一五五・一六八・一六九頁。新湊市史編さん委員長近岡七郎のご教示による。
- (40) 渡辺慶一「中世に於ける直江津港」『頸城文化』四〇、同『越後府中地方史研究』九頁、赤沢計真「南北朝期の越後と新田氏」『新潟県史研究』六
- (41) 磯部欣三「佐渡歴史散歩」四七頁、『真野町史』上巻 九九頁。
- (42) 今井滋一、田中圭一「佐渡国府の諸問題」『越佐研究』二六
- (43) 佐藤前掲書 一一九頁。
- (44) 『岩滝町誌』五〇頁。
- (45) 佐藤前掲書 一三六頁。
- (46) 『日高町史』二九〇頁、『出石町史』一 二七四頁、『兵庫県史』第二巻 二五五頁。
- (47) 「出雲鰐淵寺文書」文永九年九月 日『鎌倉遺文』十六
- (48) 広田八穂「中世益田氏の遺跡」二〇二頁、『益田町史』六八頁。
- (49) 井上寛司「隠岐国守護職考」『島前の文化財』十
- (50) 「天健金章社文書」『旧島根県史』六
- (51) 『加古川市誌』八四頁。
- (52) 石田善人「播磨守護所と五箇荘について」『兵庫県の歴史』

二一

- (53) 『津山市史』第二卷 十九頁。
- (54) 志田原重人「備後長井氏の動向」『草戸千軒』五〇、小泉宜右「御家人長井氏について」【高橋三先生古記録の研究】
- (55) 河合正治「北条氏の隆盛と草戸千軒町遺跡」『金沢文庫研究』二〇—八
- (56) 『金剛峯寺文書』元応二年八月 日
- (57) 拙稿「鎌倉中末期の尾道の領主・海賊」『日本中世都市の研究』
- (58) 『安芸府中町史』第一卷 一九二頁、『船越町史』一二三頁、田村裕「嚴島社領荘園の形成と倉敷について」『内海地域社会の史的研究』
- (59) 『佐東町史』九五頁。
- (60) 『光市史』二二三頁。
- (61) 小川信「中世の長門府中と守護館・守護代所」『国史学』一二七
- (62) 角川版『和歌山県地名大辞典』三〇頁。
- (63) 小川信「淡路・讃岐両国の守護所と守護・守護代・国人」『国立歴史民俗博物館研究報告』十
- (64) 島田泉山「勝瑞の研究」『阿波名勝』二
- (65) 小川信「淡路・讃岐両国の守護所守護・守護代・国人」『国立歴史民俗博物館研究報告』十
- (66) 長山源雄「喜多郡と宇都宮氏」『伊予史談』一七八
- (67) 「忽那文書—忽那一族軍忠次第—」元弘三年三月二八日『伊予徴古文書』
- (68) 川岡勉「中世伊予の府中・守護所と河野氏」『社会科』学

研究』十五

- (69) 『国府村史』四三頁。
- (70) 『高知県史』二六三頁。
- (71) 『福岡県史』一下 二三三頁。
- (72) 藤田俊雄「鎌倉初期の大宰府機構について」『熊本史学』五五、五六
- (73) 長沼賢海「筑前国府の始終」『耶馬台と大宰府』
- (74) 「尊経閣所蔵野上文書」建治元年六月五日、「山城前田軍八所蔵文書」建治元年九月二日、『鎌倉遺文』十六
- (75) 渡辺澄夫「豊後大友氏の研究」一四三頁。
- (76) 外山幹夫「大友氏の八幡信仰」『神道学』四七
- (77) 渡辺前掲書 一六二頁。
- (78) 田中健二「鎌倉時代守護領についての一考察」『九州史学』六〇、「鎌倉幕府の大隅国支配についての一考察」『九州史学』六五、六七、「大隅の国府について」『九州史学』七〇
- (79) 山口隼正「在地における守護被官と国御家人」『鹿児島史学』十三
- (80) 『川内市史』上巻 四一一頁。
- (81) 長節子「対馬島宗氏世系の成長」『日本歴史』二〇八